

札幌市附属機関設置条例をここに公布する。

平成26年10月 6 日

札幌市長 JLロスグラー

札幌市条例第 43 号

札幌市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

- 第2条 本市の執行機関等(執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。)は、別表1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。
- 2 前項の規定により設置する附属機関のほか、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、執行機関等は、その規則又は管理規程で定めるところにより、臨時の附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。以下「臨時的附属機関」という。)を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関(臨時的附属機関を除く。以下第6条までにおいて同じ。)の 所掌事務は、それぞれ別表1又は別表2の所掌事務の欄に掲げるとおりとす る。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の

定数は、それぞれ別表1又は別表2の定数の欄に掲げるとおりとする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。
- 3 前2項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等が適当と認める者のうちから、当該執行機関等が委嘱し、又は任命する。

(任期)

- 第5条 附属機関の委員等(臨時委員等を除く。以下この項及び次項において 同じ。)の任期は、それぞれ別表1又は別表2の任期の欄に掲げるとおりとす る。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議 が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

(部会等)

- 第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織(以下「部会等」という。)を置くことができる。
- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の 決議とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他 附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表1又は別表2に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員等である者は、この条例の施行

の日に、第4条第3項の規定により当該別表1又は別表2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、 当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の 規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員等としての任期の残任 期間と同一の期間とする。

(札幌市情報公開条例の一部改正)

3 札幌市情報公開条例 (平成11年条例第41号) の一部を次のように改正 する。

第21条中「及びこれに類する合議体」を削る。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならない附属機関の委員の項を削り、同表その他の附属機関の委員の項を次のように改める。

附属機関	オンブズマン	報酬月額	550,000円
	子どもの権利救済委員	和師力領	290,000円
·	上記以外の委員その他の構成員	報酬日額	12,500円

別表1 (第2条関係)

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	札幌市行政	本市の事業及び施策に関する	8人以	2年
	評価委員会	評価、本市の行政活動のうち	内	
		特定の分野に関する評価並び		
		に本市の行政活動について特		
		定の観点からの評価を行うた		
		めの審議並びに本市の行政評		
		価制度についての審議に関す		
		ること。		
	札幌市コン	本市における法令等遵守体制	5人以	2年
	プライアン	の確立及び職員の公正な職務	内	
	ス委員会	の遂行の確保に関する重要な		
		事項についての調査及び審議		
		に関すること。		
	札幌市アイ	本市におけるアイヌ施策の実	10人	3年
	ヌ施策推進	施状況、アイヌ施策の見直し	以内	
	委員会	及び新たなアイヌ施策につい		
		ての審議に関すること。		
	札幌市乗合	市内バス路線の維持の必要性	5人以	2年
	バス路線維	についての審査、市内バス路	内	
	持審査会	線の維持に係る補助金の交付		
		申請に対する審査及び市内バ		
		ス路線のうち特定の運行系統		
		の収支改善についての審議に		
		関すること。		
	札幌市入	工事その他の本市が行う調達	5人以	2年
	札・契約等	に関する入札及び契約の過程	内	
The second secon	審議委員会	並びに契約の内容の透明性並		

			·
	びに本市における政府調達に	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	
	関する協定の対象となる調達		
	に係る苦情についての審議に		
	関すること。		
札幌市老人	老人福祉法(昭和38年法律	6人以	2年
ホーム入所	第133号)第11条第1項	内	
判定委員会	第1号又は第2号の規定に基		
	づく老人ホームへの入所措置		
	の要否についての審査に関す		
	ること。		
札幌市福祉	道路運送法施行規則(昭和2	12人	2年
有償運送運	6年運輸省令第75号)第4	以内	
営協議会	9条第3号に規定する福祉有		
	償運送についての調査及び審		
	議に関すること。		
札幌市健康	健康増進法(平成14年法律	40人	2年
づくり推進	第103号)第8条第2項に	以内	
協議会	規定する健康増進計画その他		
	本市の健康づくりに関する施		
	策についての審議に関するこ		
	と。	and the state of t	
札幌市小児	児童福祉法(昭和22年法律	6人以	1年
慢性特定疾	第164号)第21条の5の	内	
患対策協議	規定に基づく小児慢性特定疾		
会	患の治療研究事業に係る対象		
	者の認定についての審査及び		
	治療研究事業の実施に関する	THE CONTRACT OF THE CONTRACT O	
	必要な事項についての審議に	O CONTRACTOR CONTRACTO	

札幌市医療	医療法(昭和23年法律第2	1 2 人	2年
安全推進協	05号)第6条の11第1項	以内	
議会	に規定する医療安全支援セン		
	ターの運営方針及び地域、医		
	療機関等における医療の安全		
	の推進についての審議に関す		
	ること。		
札幌市予防	本市が実施する予防接種によ	10人	2年
接種健康被	る健康被害その他本市が実施	以内	
害調査委員	する予防接種に関する必要な		٠
会	事項についての医学的な見地		
	からの調査に関すること。		
札幌市エイ	本市におけるエイズの感染の	20人	2年
ズ対策推進	予防及びまん延の防止につい	以内	
協議会	ての審議に関すること。		
札幌市衛生	衛生研究所が実施する疫学研	5人以	2年
研究所倫理	究その他の医学研究について	内	
審査委員会	の倫理的及び科学的な観点か		
	らの審議に関すること。		
市民動物園	円山動物園の運営方針につい	10人	2年
会議	ての審議に関すること。	以内	
札幌市大規	大規模小売店舗立地法(平成	8人以	2年
模小売店舗	10年法律第91号)第2条	内	
の立地に係	第2項に規定する大規模小売		
る生活環境	店舗の周辺地域の生活環境の		
影響評価専	保持についての審議に関する		And the second s
門家会議	こと。	c	

	札幌市公共	本市における公共事業(国か	6人以	2年
	事業評価検	らの補助金又は交付金の交付	内	
	討委員会	の対象となるものに限る。)に		
		ついて、その効率性及びその	The state of the s	
		実施過程の透明性の一層の向		
		上を図る観点から再評価を実		
		施するものに係る対応方針に		
		ついての審議に関すること。		
	札幌市住ま	本市における住宅施策につい	12人	2年
,	いの協議会	ての審議に関すること。	以内	
	札幌市救急	本市における救急業務に係る	30人	2年
	業務検討委	施策についての審議に関する	以内	
	員会	こと。		
教育委員会	札幌市学校	本市の学校給食の運営に関す	15人	1年
	給食運営委	る必要な事項についての審議	以内	
	員会	に関すること。		
	札幌市学校	市立学校において実施する結	20人	3年
	結核対策委	核対策についての審議に関す	以内	
	員会	ること。		
	札幌市児童	市立学校に在籍する幼児、児	10人	2年
	等に関する	童又は生徒について、いじめ	以内	
	重大事態調	その他の理由により、その生		
	查検討委員	命、心身又は財産に重大な被		
	会	害が生じた疑いがある事態及		
		び相当の期間において市立学		
		校を欠席することを余儀なく	1	
		されている疑いがある事態に		
		係る調査及び審議並びにこれ		
		らの事態の防止対策について		

		の審議に関すること。		The state of the s
	札幌市幼児	私立幼稚園における特別な	2 5 人	2年
	アセスメン	教育的支援を必要とする幼	以内	
	ト委員会	児に係る支援の内容、支援の		
		必要性及び支援計画の作成		
		に係る助言についての審議	The state of the s	
		に関すること。		
水道事業管	札幌市水道	本市が実施する水道施設整	5人以	2年
理者	施設整備事	備事業(国からの補助金の交	内	
	業評価委員	付の対象となる事業に限		
	슾	る。) について、その効率的		
		な執行及びその実施過程の		
		透明性の一層の向上を図る		
		観点からの評価を行うため		
		の審議に関すること。		
病院事業管	市立札幌病	市立札幌病院が実施する医	1 2 人	2年
理者	院倫理委員	学研究及び医療行為につい	以内	
	会	ての倫理的及び科学的な観		
		点からの審議に関すること。		
•	市立札幌病	市立札幌病院が実施する治	20人	1年
	院臨床研究	験並びに医薬品及び医療機	以内	
	審査委員会	器を使用する臨床研究及び	The state of the s	The state of the s
		調査についての倫理的、科学	- под	
		的及び医学的な観点からの		
		審議に関すること。		- поставляний в поставлений в поставляний в

別表2 (第2条関係)

番号	附属機関	所掌事務	定数	任期
1	受託者の	本市が発注する業務等に	それぞれの	委嘱され、又は
	選定に係	係る受託者の選定及びこ	委員会ごと	任命された日か
	る委員会	れに伴う事務についての	に15人以	ら受託者が選定
	A management of the second	審査又は審議に関するこ	内	される日又はこ
		٤.		れに伴う事務が
				終了する日まで
2	本市財産	本市の財産、権利等を使	それぞれの	委嘱され、又は
	の使用者	用させ、又は譲渡する相	委員会ごと	任命された日か
	等の選定	手方の選定及びこれに伴	に15人以	ら相手方が選定
	に係る委	う事務についての審査又	内	される日又はこ
	員会	は審議に関すること。		れに伴う事務が
				終了する日まで
3	補助金、	本市が実施する補助金、	それぞれの	委嘱され、又は
	助成金等	助成金等の交付対象者の	委員会ごと	住命された日か
	の交付対	選定及びこれに伴う事務	に15人以	ら交付対象者が
	象者の選	についての審査又は審議	内	選定される日又
	定に係る	に関すること。		はこれに伴う事
	委員会			務が終了する日
				まで
$\mid 4 \mid$	適格者、	本市の各分野における功	それぞれの	委嘱され、又は
TOTAL CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PROPER	適任者等	労者の選考その他の功	委員会ごと	任命された日か
	の選考に	績、実績、適性、能力、	に15人以	ら適格者、適任
	係る委員	経験等を踏まえた適格	内	者等が選考され
	会	者、適任者等の選考(1		る日又はこれに
		の項から3の項までに規		伴う事務が終了
		定する選定に係るものを		する日まで
		除く。)及びこれに伴う事		

		務についての審査又は審		
		議に関すること。		
5	作品、実	作品、実演等の選考(1	それぞれの	委嘱され、又は任
	演等の選	の項から3の項までに規	委員会ごと	命された日から
O CONTRACTOR OF THE PROPERTY O	考に係る	定する選定に係るものを	に15人以	作品、実演等が選
	委員会	除く。) 及びこれに伴う事	内	考される日又は
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		務についての審査又は審		これに伴う事務
		議に関すること。		が終了する日ま
				で